

○ 公認会計士事務にあたっての留意事項について（ガイドライン）

改正後	現 行
<p>1～3 [略]</p> <p><u>4</u> 書面・対面による手続についての留意点            監査法人・公認会計士等による当局への申請・届出等及び当局から監査法人・公認会計士等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>このため、監査法人・公認会計士等による当局への申請・届出等については、金融庁電子申請・届出システムを利用して行うよう求めることとする。</p>	<p>1～3 [同左]            [加える。]</p>